

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

久喜市長 貴心 信賢

久喜市規則第 3 4 号

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行細則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則の一部を改正する規則

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
(平成22年久喜市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第26条及び様式第42号中「購入・修理」を「購入・借受け・修理」に改め
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第42号により使用されている書類は、この告示による改正後の様式第42号によるものとみなす。